

指定管理業務（年度・期間）評価書

施設名	新見市学術交流センター	
指定管理者	公立大学法人 新見公立大学	
	代表者名	理事長 公文 裕巳
	所在地	岡山県新見市西方 1 2 6 3 番地 2
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日	
評価対象期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 3 1 日	
総合評価	評価区分	A 指定管理者として適当である。
	得点	5 6 点 / 7 0 点
総評	適切な施設管理や法令遵守、利用者の安全確保や財産管理が行われており、概ね予定の業務水準が確保されている。	
指示事項等	特になし	
所管課	教育部教育連携推進課	

【評価区分凡例】

S 得点が 6 2 点以上	: 指定管理者として優れている。
A 得点が 5 4 点～6 1 点	: 指定管理者として適当である。
B 得点が 4 5 点～5 3 点	: 指定管理者として求める水準に一部達しておらず、努力が必要である。
得点が 4 4 点以下 C 又は、個別評価において「C（予定の業務水準を 下回った）」を 1 つでも含む場合	: 指定管理者として不適合である。

事業報告概要書

●指定管理者の概要

施設名	新見市学術交流センター
指定管理者	公立大学法人 新見公立大学
代表者	理事長 公文 裕巳
所在地	岡山県新見市西方1263番地2
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日
評価対象期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

●管理業務の内容

センター事業業務	新見市学術交流センター条例第4条に規定するセンターの事業に関する業務
利用許可に関する業務	センターの施設の利用許可に関する業務
維持管理に関する業務	センターの施設及び付属設備の維持管理に関する業務
上記に掲げる以外の業務	運営に関する業務のうち、市が必要と認める業務

●利用等の許可状況

施設種別		交流ホール	研修室	図書館	アリーナ	講堂	控室	講義室	子育て広場	合計
利用等の許可 件数or人数 (件or人)	5年度	10,398	6,992	28,845	7,540	32,250	1,010	130,611	6,799	224,445
	6年度	12,068	6,628	26,238	10,480	32,720	962	109,000	6,379	204,475
	7年度									0
	8年度									0
	9年度									0

●利用料金の収入及び減免の状況

施設種別		交流ホール	研修室	図書館	アリーナ	講堂	控室	講義室	子育て広場	合計	
利用料金 収入・減 免額 (千円)	収入 額	5年度	0	0	0	88	80	0.3	6	0	174.3
		6年度	86	0	0	120	115.6	7.8	63	0	392.4
		7年度									0
		8年度									0
		9年度									0
	減免 額	5年度	1,871	125	0	1,038	3,200	262	1,006	0	7,502
		6年度	2,123	113	0	1,560	3,252	244	838	0	8,130
		7年度									0
		8年度									0
		9年度									0
理由別減免 件数・ 金額	・大学関係（学生・教員・事務局）、行政及び教育関係団体利用 (R5：3,144件、7,502千円) (R6：3,187件、8,130千円)										

●管理業務に係る収支の状況

収支等（千円）	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	備考
収入額 A	174	392				
指定管理料	0	0				
利用料金収入	174	392				
事業収入	0	0				
その他	0	0				
支出額 B	42,188	56,113				
人件費	17,908	30,650				
維持管理運営費	24,280	25,463				
委託料	3,359	3,844				
修繕費	166	166				
その他	20,755	21,453				※1
事業費	0					
その他	0					
収支額 A－B	△ 42,014	△ 55,721				
市への納入金	0	0				
上記（指定管理料）以外の市の負担額	11,556	11,649				※2
市の実質負担額	11,556	11,649				
収支・市費負担に関する特記事項						
※1：内訳は、図書購入費、光熱水費、消耗品費、LED・複合機リース代等 ※2：内訳は、地域子育て支援拠点事業（子育て広場及び子育て支援センター運営業務）委託料（事業費R6:9,004千円） 新見市ファミリー・サポート・センター事業業務委託料（事業費R6:2,645千円） ※アリーナ等の施設使用料は大学の収入となる、建物がほぼ大学のために使用されている、電気や水道のメーターを分けていないなどといった状況から、学术交流センターの管理費は、大学全体の管理運営費として支出している運営費交付金に含めることとしており、指定管理料を支払っていない。						